

山梨県公報

号外第五十六号

令和二年

十二月二十五日

金 曜 日

目 次

○山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例施行規則……………	一
○山梨県事務委任規則の一部を改正する規則……………	三
○山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………	三
○山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………	三
○山梨県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則……………	四
○山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………	四

規 則

山梨県規則第五十七号

山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例(令和二年山梨県条例第五十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立やまなし地域づくり交流センターの指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類

- 四 団体の概要を記載した書類
 - 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
 - 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
 - 八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類
- (利用料金の減額又は免除)
- 第三条** 条例第十二条の規則で定める場合は障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者及びその介護を行う者が多目的ホールを利用する場合とし、減額し、又は免除することができる額は利用料金の全額とする。
- #### 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から(経過措置)
 - 2 条例附則第二項の規定により条例の施行の前日に山梨県立やまなし地域づくり交流センターの管理に関し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請については、第二条の規定の例による。

年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立やまなし地域づくり交流センターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

山梨県規則第五十八号

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則

山梨県事務委任規則（昭和四十三年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中ツをナとし、カからソまでをタからネまでとし、ワの次に次のように加える。

カ 第五十五条の八第一項の規定による事業の実施

ヨ 第五十五条の九第二項の規定による情報の提供

第三条第六号イ中「及びワからレまで」を「、ワ及びタからツまで」に改め、同号ロ中「ヨからレまで」を「レからツまで」に改め、同号ハ中「及びワからレまで」を「、ワ及びタからツまで」に改める。

附則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

山梨県規則第五十九号

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則（平成二十一年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「梨の実寮等」を「あけぼの医療福祉センター成人寮等」に改める。

第三条の表山梨県立梨の実寮の項及び山梨県立あさひワークホームの項を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県規則第六十号

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県環境影響評価条例施行規則（平成十一年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の五の項中へをチとし、ホをトとし、二の次に次のように加える。

ホ 太陽電池発電所の設置の工事業（事業の用に供する区域の面積が十八ヘクタール以上であるものに限る。）
太陽電池発電所の設置の工事業（事業の用に供する区域の面積が九ヘクタール（当該区域に森林（森林法第二条第三項に規定する国有林及び同法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林をいう。以下同じ。）が一ヘクタール以上含まれる場合にあつては、一ヘクタール）以上であるものに限る。）

ヘ 太陽電池発電所の規模の変更の工事業（事業の用に供する区域の面積が十八ヘクタール以上増加するものに限る。）
太陽電池発電所の規模の変更の工事業（事業の用に供する区域の面積が九ヘクタール（当該区域に森林が一ヘクタール以上含まれる場合にあつては、一ヘクタール）以上増加するものに限る。）

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 太陽電池発電所の設置の工事業又は規模の変更の工事業であつて、次のいずれかに該当するもの（この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小して実施されるものに限る。）については、この規則による改正後の別表の五の項ホ及びへへの規定は、適用しない。

一 施行日前に山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）第六条第三項第二号の措置がとられた事業又は同条例第七条第三項の規定による送付があつた事業
二 施行日前に次に掲げる許可のうち当該事業の実施に要する全ての許可を受けた事業

業
ア 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の許可

イ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可
三 前号ア及びイに掲げるいずれの許可も要しない事業であつて、施行日前に電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの

山梨県規則第六十一号

山梨県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

山梨県家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条但書の「家畜人工授精用精液を採取する回数」は一年を「第十二条ただし書の家畜人工授精用精液を採取する回数は、一年につき」に改める。

第五条の見出しを「(標識)」に改め、同条中「許可証は第二号様式によるものとし、同項の標識は第三号様式」を「標識は、第二号様式」に改める。

第六条中「第四号様式」を「第三号様式」に改める。
第七条を削る。

第八条中「第六号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第七条とする。
第九条を第八条とする。

別表の一(一)の表一般科目の項中「関係法規

一 三時間」を「関係法規

五時間」に改め、同表専門科目の項中「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に改め、別表の一(二)の表中「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に改め、別表の一(二)の表一般科目の項中「関係法規

一 三時間」を「関係法規

五時間」に改め、同表専門科目の項中「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に改め、「処理」の下に「及び保存」を加え、別表の一(二)の表中「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に改め、「処理」の下に「及び保存」を加え、別表の一(三)の表一般科目の項中「関係法規

三時間」を「関係法規

五時間」に改め、同表専門科目の項中「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に改め、「処理」の下に「及び保存」を加え、別表の一(二)の表中「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に改め、「処理」の下に「及び保存」を加える。

第二号様式を削り、第三号様式を第二号様式とし、第四号様式を第三号様式とし、第五号様式を削る。

第六号様式中「(標識)」を「(標識)」に改め、同様式を第四号様式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第六十二号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十一年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三百九十六号中「種畜証明書書換え交付手数料」を「種畜証明書書換え交付手数料」に改め、同表第三百九十九号を削り、同表第四百号中「家畜人工授精師免許証書換え交付手数料」を「家畜人工授精師免許証書換え交付手数料」に改め、同号を同表第三百九十九号とし、同表中第四百一号を第四百号とし、同号の次に次の三号を加える。

四百一 家畜人工授精所開設許可申請手数料

四百一の二 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料

四百一の三 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料

附則

この規則は、公布の日から施行する。